

ハンセン病問題を正しく理解するために ～差別や偏見をなくすために～ 福岡県人権擁護委員連合会 発行『人権ふくおか』第10号(通巻166号)「そだんのひろば」より

令和元年6月28日、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟に対する判決がありました。この訴訟は国が行ったハンセン病患者に対する強制隔離政策によって、社会から極めて厳しい偏見、差別を受け、苦難の人生を余儀なくされたとして、国に対して損害賠償と謝罪広告を求めて熊本地方裁判所に提訴されたものです。国の責任を認めた判決に対して、政府は、「家族のご苦労をこれ以上長引かせない」として控訴を行わない旨の決定をしました。

私たち法務省の人権擁護機関は、この決定の趣旨を踏まえ、引き続きハンセン病患者・元患者やその家族の方々がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいかなければなりません。

そこで、社会に今なお根強く残るハンセン病問題について、偏見や差別をなくすため、正しい知識を身に付けて更なる理解を深めましょう。

Q. ハンセン病はどのような病気ですか。

A. 「らい菌」に感染することでまれに起こる感染症です。

感染し、発病すると手足などの末梢神経がまひを起したり、皮膚に病変が現れますが、「らい菌」は感染力が非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また、仮に感染しても発病することは極めてめです。

Q. ハンセン病は治る病気なのですか。

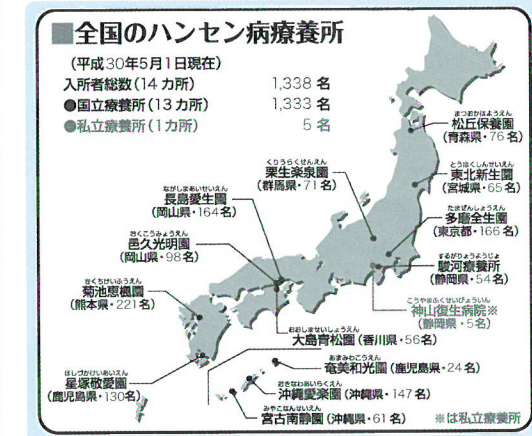
A. はい。治ります。

歴史的には、衛生状態や栄養事情が悪かったために感染症が広まりやすく、「不治の病」として恐れられていた時代もありました。現在は有効な治療薬の確立により治る病気となりましたが、ほかの感染症と同様に、早期発見、早期治療が大切であることはいうまでもありません。

Q. 日本のハンセン病の歴史について教えてください。

A. 古くは「日本書紀」や「今昔物語」にも「らい」の記述があるとわれています。

この病気にかかった患者は、仕事ができなくなり、商家の奥座敷や農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠れて暮らしたといわれています。家族に迷惑がかかることを恐れ、放浪の旅に出る「放浪癪」と呼ばれる人々もいました。



し列車」という特別列車で輸送するなどし、ハンセン病は伝染力が強く恐ろしい病気という誤った考えが広まり、偏見や差別がより一層助長されたといわれています。

Q. 隔離政策によってどのようなことが行われたのですか。

A. 非人道的な扱いを受けるなど、患者やその家族の方々は、激しい差別や偏見を受けました。

療養所では、退所も外出も許可されないばかりか、農作業、清掃、火葬などの生活全般の作業を強制的に割り当てられていました。また、療養所内の秩序維持のため、所長に裁判を行わずに患者を処罰できる「懲戒検束権」といわれる権限が与えられ、逃亡を企てたり、療養所内の秩序を乱す行為を行った場合には、療養所内に設置された監禁室に収監させられました。さらに、入所者に対する裁判を恒

常的に療養所内に設置した「特別法廷」(いわゆる隔離法廷)で行い、裁判の審理の公正性が保たれていたかについても疑問されるような扱いを受けていました。このほか、患者間の結婚は認められていましたが、結婚の条件として、男性の断種手術が、妻が妊娠した場合には堕胎手術が非合法で行われました。また、患者本人のみならず、患者の家族の方々も周囲から厳しい差別を受けました。例えば、結婚や就職を拒まれたり、引っ越しを余儀なくされたりするなどの差別がありました。

ハンセン病については、その後、研究が進み、1940年代以降は治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば治すことができる病気となりました。

しかし、昭和28年には、「らい予防法」が制定され、患者を強制的に隔離する基本方針や懲戒規定は残されたままでした。この隔離政策は、「らい予防法の廃止に関する法律」が施行される平成8年まで継続されました。

Q. ハンセン病問題は解決したのですか。

A. いいえ。ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題です。

「らい予防法」の廃止後、平成10年、熊本地裁にハンセン病国家賠償請求訴訟が提起されました。平成13年、熊本地裁で国の責任を認める原告勝訴の判決が言い渡され、政府は控訴しませんでした。ここから補償や差別解消に向けた取組が始まることになります。しかし、判決から2年余りしか経過していない平成15年11月に発生した熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否によって、誤った認識や偏見が存在していたことが判明しました。すなわち、「社会は、ハンセン病患者やその家族の方々を保護の客体として同情し、理解を示すが、その人たちが抗議の声を上げ、立ち上がろうとすると、激しく反発し、非難する。しかし、それが差別や偏見であることに気付いていない。」このような差別が浮き彫りになったという指摘があります。

このように今なお根強く残る偏見や差別の解消を更に推し進めるため、平成21年4月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

今、療養所入所者の平均年齢は85歳を超え、その方々が受けた過去のつらい歴史を直接学ぶことができる機会も日一日と減っていく現状にあります。

ハンセン病問題の歴史を知ることやハンセン病患者や回復者、その家族がおかれていた境遇を一人一人見つめ直し、それを踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいかなければなりません。

なお、ハンセン病隔離政策で差別を受けた元患者家族に対し、最大180万円を支給する補償法と名誉回復を図る改正ハンセン病問題基本法が11月15日の参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。



人権啓発推進指導員のコーナー

人の関わり方が変わる

息子夫婦に待望の第1子が産まれた。息子も、すぐに駆けつけて我が子に触れ、妻と喜びを分かち合いたかったろうが、それができないらしい。新型コロナウイルス感染防止対策の一環で、母子を守るために、同居の家族でも産院の中に入れないのである。さらに、退院後も、すぐ近くに住んでいるのに、里帰りする妻子としばらくは接触しないという。「スマホで会えるから」と割り切っていた息子だったが、やるせない気持ちは想像できた。

私の母が入所している介護施設も面会禁止になった。それで、母宛に手紙を書き、一週間分の着替えとともに届けることにした。施設の玄関先で言付けると、担当の介護士さんは笑顔浮かべながら私のと距離をとった。そして、さらに後ろに下がりながら「お母様は元気にしているので安心してください。」と、母の近況を知らせてくれた。

私たちは今、人に会わないことや人から離れることを、ふつうに行うようになった。その結果、残念に思うことも多い。しかし、これらの行為は、言うまでもなく「人の命を守るために会わない」のであり、「人を大切に思うからこそ離れる」のである。

「コロナ」によって、人の関わり方が変わっていく。何を、どのように受け入れ、日常としていくのか、私たち一人ひとりが考えていく今後の課題だ。

(大戸)

目が開かれた`名言、

古今東西の文豪の言葉から生きるヒントを探るコーナー、「絶望名言」が面白い。ステイホームで昼夜が逆転した大型連休中、たまたま聴いたNHK「ラジオ深夜便」で知った。その日は、阿部公房の作品からの引用だった。

＜弱者への愛にはいつだって殺意が込められている＞ ドキッとするが、「殺意」を「排除」に言い換えれば、こんな文意になるようだ。「弱者を憐れみながらも排除したい願望」。弱者は少数派で、強者は社会に適応している多数派のこと。人は誰でも強者願望があり、社会に適応できない弱者を苛立つ存在、輪を乱す者として排除したくなる一。確かに…ある。

＜人類の歴史は弱者の生存権の拡張だった。……弱者をいかに多く取り込むかが文明の尺度であった＞ 生きづらさや不便を抱える弱者は、その弱点を補うための発明や発見で社会を変革してきた。だから、弱者をお荷物として排除したら、社会の進歩を止めることになる一。なるほど…この展開には目が開かれた。こんな言い方もできそう。『マイノリティの人たちを簡単に切り捨てる社会は結局、長続きしないよ』。

解説は自らも難病で絶望を味わったという、文学紹介者・頭木弘樹さん。ユーチューブでも再掲され、過去の放送分は本になっているから静かなブームらしい。

(蔵本)